

「原産地証明書発給申請」に関するよくあるお問い合わせ

Q1. 画面の表示が崩れている。正しく表示されない。

⇒ ブラウザが「[Google chrome](#)」(最新版)の設定になっているかご確認ください。
それ以外のブラウザからは正常に表示されない・正常にシステムが稼働しません。

Q2. TEL、¥、\$等の文字が入力できない。

⇒ **環境依存文字は使用不可**です。TEL⇒Tel、¥⇒JPY、\$⇒USD 等の表現をご使用ください。

Q3. Case mark(Shipping mark)に、ローマ字以外(図形・その他)があり、入力できない。

⇒ Case mark(shipping mark)について、アタッチ形式(データ添付)をご利用ください。
なお、添付可能データは、A4サイズ(縦)・PDFファイルとなります。
※タイトル・ページ番号等の Case mark 以外の情報を全て削除してください。
「Case mark」という文字もタイトルに該当しますので削除してください。

Q4. 船積日から6ヵ月超の申請について申請ができない。

⇒ 船積後6ヵ月を過ぎた原産地証明書は発給システムでは申請できません。
窓口でのご申請をお願い致します。(別途、理由書等が必要になります。)

Q5. 会社名が変更可能であるため、支店名を入力、L/C通りの会社名、旧会社名等
貿易登録と異なる会社名を入力しても良いのか？

⇒ NGです。完全一致が条件となりますので、会社名は一切変更しないでください。

Q6. 役職名について、貿易登録の内容と異なる役職を記載しても良いのか？

⇒ NGです。貿易登録時に役職登録がある場合は、登録内容と一致が条件となります。
※貿易登録に役職登録がない場合は、任意(記載の有無・記載内容が自由)です。

Q7. データを入力したがエラーとなっている。環境依存文字は使用しておらず、エラー
箇所が分からない。

⇒ 改行(Enter)キー・全角スペース等の使用不可のキーが使用されている可能性が高い
です。再度、各項目をご確認ください。

Q8. コーヒー等の原産国が複数あるケースは、システムにどのように入力すればいいのか？

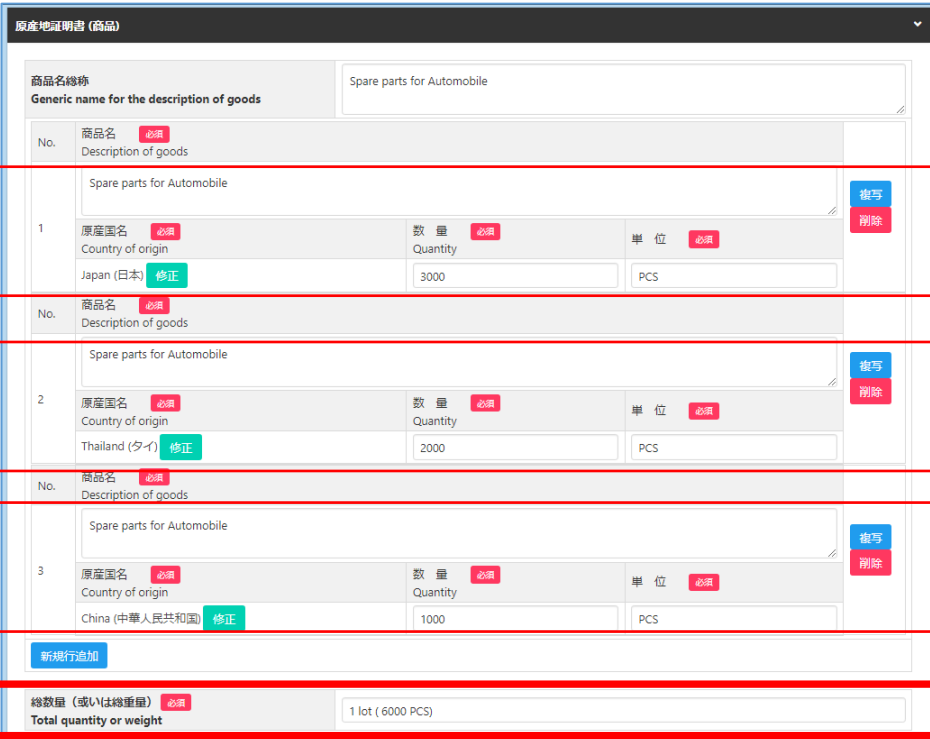
⇒ システムで対応しているのは、1アイテム:1原産国のみとなります。
コーヒー等の複数ヶ国原産の場合は、窓口でご申請ください。

Q9. 商品単価を LOT (SET、UNIT etc.) で計算をしており、内訳明細に原産国が異なる部品が大量にある。システム上の入力の仕方は？

⇒ 商品名・数量・単位は、原産国毎にご記入いただき、総数量にて、**LOT (内訳総数量)** をご記入ください。

【例:インボイス上の記載】 Spare parts for Automobile 1 lot
内訳 made in Japan 3,000 PCS
made in Thailand 2,000 PCS
made in China 1,000 PCS

【例:原産地証明書(システム上)】



No.	商品名 Description of goods	原産国名 Country of origin	数量 Quantity	単位 Unit	操作
1	Spare parts for Automobile	Japan (日本)	3000	PCS	複写 削除
2	Spare parts for Automobile	Thailand (タイ)	2000	PCS	複写 削除
3	Spare parts for Automobile	China (中華人民共和国)	1000	PCS	複写 削除
		総数量 (或いは総重量) Total quantity or weight	1 lot (6000 PCS)		

※ご注意

Spare parts だけでは輸出商品の特定できませんので、**何の**部品か特定できるように Spare parts for Automobile までご記入ください。

Q10. アイテム数が多いため、アタッチシート方式を使用したい。
システム上の入力方法はどうすればよいのか？

⇒ 商品のアタッチシートはシステムでは対応しておりません。詳細を全て記載いただくか、アイテム種類ごとにまとめた上で記載するなどしてください。

※Foodstuff、Chemical のみの記載は、輸出商品の特定ができませんのでNGです。
必ず具体的な商品名をご記入ください。

Q11. 「梱包数・種類」欄について、今まで記載していなかった。
システムでは記載しないといけないのか？

⇒ 本システムでは、梱包数の入力が必要で、実際の梱包数(package、Case etc.)を入力してください。梱包されていない場合は、「Unpacked」「Loose」「In Bulk」(バラ荷)「Bare Cargo」(裸荷)と記載してください。どうしても入力できない場合は、「-」(ハイフン)を入力してください。

Q12. 電子発給システムで申請された原産地証明書について、審査・承認後、
記載内容の誤りを見つけたので、「修正」又は「取り消し」を行いたい。

⇒ 一度承認された申請書の修正・取り消しはできません。証明手数料をご精算の上、
発給された証明書は破棄いただき、再度、新規でご申請ください。

Q13. 電子発給された原産地証明書について、インボイス・原産地証明書の記載内容
に変更が生じたため、認証後訂正を行いたい。

⇒ 電子発給された原産地証明書は、認証後訂正が一切できません。
再度、新規でご申請ください。※発給済原産地証明書のご返却は不要です。

Q14. 電子発給後、2週間を過ぎて、再度原産地証明書を取得したいが、データが消
えてしまっている。データの復活はできないのか？

⇒ 電子発給後(精算後)、印刷可能期間は14日となります。14日を過ぎますと、
データの復活は一切できませんので、ご注意ください。

Q15. 非会員として原産地証明書を申請。その後、入会したが、料金が会員価格に
変更にならない。

⇒ 原産地証明書申請時の会員区分料金が適用されます。そのため、申請以降に会
員・非会員の変更が発生しても証明手数料は変更されません。
会員価格での証明書を申請されたい場合は、キャンセルの上、再度、新規でご申請
ください。

Q16. 輸入元販売証明書、国内入手経路説明書等については、データをアップした後、原本を提出する必要があるのか？

⇒ 原本提出は不要です。但し、後日、必要に応じてご提出いただく可能性がありますので、原本を保管してください。（保存期間は、貿易関係書類の保存期間に準じます。）

Q17. 窓口申請と電子発給システムでは、1件当たりの証明手数料は同じなのか。

⇒ 1件当たりの証明手数料は、窓口・電子発給システム共に同じ料金体系です。
会員 1,100 円 / 非会員 3,300 円

但し、窓口での原産地証明書ご申請の場合、1件当たりの申請可能枚数は、Original 最大 3 部 / Original と Copy 合わせて最大 5 部まで / 商工会議所控えとして +1 部 Copy の用意が必要となっておりますが、電子発給システムの場合は Original・Copy の取得枚数の上限がありません。

Q18. 原産地証明書の COPY の印刷の仕方が分からない。

⇒



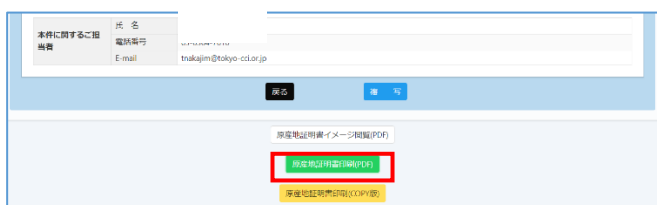
証明種別	申請日	状態	仕向国
原産地証明書(外国産)	2022/08/17 13:53	発行済	タイ

証明種別	社内番	受付番号	申請日	インボイス番号	状態	輸出先	取引先	本件出納先	修正	書き	印刷
原産地証明書(外国産)		00000032	2022/08/17 13:53	00000032	発行済	株式会社アスト申請	業務 本部	00	修正	書き	印刷
原産地証明書(外国産)		00000137	2022/08/03 15:53	002093-1KF	発行済	株式会社テスト申請企業	業務 本部	00	修正	書き	印刷
原産地証明書(外国産)		00000162	2022/08/03 14:10	202010-KDNGK	発行済	株式会社テスト申請企業	業務 本部	00	修正	書き	印刷

①受付番号欄の
証明書番号をクリック
してください。



②画面を一番下まで
スクロールしてください。



③証明書印刷(COPY 版)を
クリックしてください。

※Original を印刷しないと、Copy 版は表示されません。

Q19. Exporter 欄 (Consignee 欄) にデータが入力しきれない。

- ⇒ 入力文字数制限を超えた場合は、最終事項に「* (アスタリスク)」を入力し、「6.備考 Remarks」に「*」を入力した上で、続きを入力してください。
- ⇒ さらに、「6.備考 Remarks」の入力文字数制限を超えた場合は、最終事項に「**」を入力し、「その他 (Others)」に「**」を入力した上で、続きを入力してください。

Q20. Transport detail 欄について、船なので「by sea」と入力したが、証明イメージを見ると「By: by sea」になっている。このままで良いのか？

- ⇒ NGです。入力する際は、「by」を入れずに入力してください。

Q21. 商品数量 (quantity) とは別に、重さ (net weight、gross weight) を入れたい。商品欄の総数量に () で併記して良いか。

- ⇒ NGです。商品欄の総数量は、価格の根拠となっている数字・単位 (quantity) を入力します。
それ以外の情報は、「その他 other」欄に入力してください。

Q22. クレジットカード払いの領収書は発行できないのか。

- ⇒ 領収書は発行していませんが、クレジットカードの利用明細は出力可能です。
詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

Q23. 商品名に made in Japan を入力したい。

- ⇒ NGです。商品名に原産国記載はできません。
原産国記載 (made in japan etc.) の記載が必要な場合は、「その他 other」欄に入力してください。

※外国産原産地証明書の場合は、デフォルトで各アイテムに (made in ~) の記載が入ります。